

地域協議会の設立・位置づけに関する条例等 まとめ

	① 愛知県 高浜市	② 三重県 名張市	③ 大阪府 豊中市	④ 愛知県 一宮市	⑤ 石川県 七尾市	⑥ 滋賀県 長浜市
自治基本条例等	高浜市自治基本条例	名張市自治基本条例	豊中市自治基本条例	一宮市自治基本条例	七尾市まちづくり基本条例	長浜市市民自治基本条例
施行年月日	平成23年4月1日	平成18年1月1日	平成19年4月1日	平成23年1月1日	平成24年9月1日	平成23年4月1日
協議会等の位置づけ	・「まちづくり協議会」について記載	・「地域づくり組織」について記載	・「地域自治組織」について記載	・「地域活動団体」として記載	・具体的な記載なし	・「地域づくり協議会」について記載
その他の特徴	・ですます調で記載 ・まちづくり協議会に関する必要な事項は、別で条例で定めるとして記載	・別に条例で定めるところにより、地域づくり組織を設置することができるものと記載		・ですます調で作成		・地域づくり協議会の活動その他必要な事項について、別で指針で定めるとして記載
協議会設立根拠条例等	高浜市まちづくり協議会条例	名張市地域づくり組織条例	豊中市地域自治推進条例	一宮市地域づくり協議会設置要綱	七尾市地域づくり協議会の認定等に関する要綱	長浜市地域づくり指針
施行年月日	平成27年4月1日	平成21年4月1日	平成24年4月1日	平成20年1月1日	平成26年11月7日	平成18年2月(平成23年7月改訂)
協議会名称	まちづくり協議会	地域づくり組織	地域自治組織	地域づくり協議会	地域づくり協議会	地域づくり協議会
単位	小学校区単位	概ね小学校区	概ね小学校区単位	連区単位	地区町会連合会又は公民館	概ね小学校区単位
設立数	5/5	15/15	7/41	22/23	15/15	24/24
協議会の認定要件	条例) (認定) 第4条 市長は、次のいずれにも該当する団体を、まちづくり協議会として認定することができます。 (1) 団体の名称、事務所の所在地、総会の方法、代表者及び役員を選出方法及びその役割、予算の編成及び決算の報告、規約の改廃方法、監査その他団体を運営するために必要な事項が、規約に定められている団体 (2) 団体の代表者及び役員を選出その他の団体運営が、規約に基づき行われている団体 (3) 町内会が参画している団体 (4) 地域の市民が、希望に応じて活動に参加することができる団体	条例) (地域づくり組織) 第5条 地域づくり組織の区域は、別に規則で定める。 2 地域づくり組織は、次に掲げる要件のいずれにも該当する団体とする。 (1) 名称、事務所の所在地、代表者の選出方法、総会の方法、監査その他地域づくり組織を民主的に運営するために必要な事項が規約に定められていること (2) 地域づくり組織の代表者及び役員が、その構成員の意思に基づいて選出されていること (3) 基礎的コミュニティの代表者が、地域づくり組織の運営に参画していること	条例) (地域自治組織の認定等) 第7条 地域自治組織は、次の各号のいずれにも該当するときは、市長の認定を受けることができる。 (1) 地域住民が、対等な立場で話し合う場を設定し、及び第4条各号に掲げる地域自治の原則に即した取組を通じて地域の将来像を共有することにより、形成した組織であること (2) 地域自治組織が組織する地域の範囲は、市長が必要と認め一定の区域であること (3) 全ての地域住民を対象として、地域コミュニティの活動の総合的な調整その他地域の課題の解決に向けた取組を行う組織であること (4) その地域内に居住する全ての者で組織していること及び第4条各号に掲げる地域自治の原則に即した運営を行うことを規定した規約を定めていること (5) 前各号に掲げるもののほか、市規則で定める基準に適合するものであること	要綱) (設置基準) 第3条 協議会は、一宮市町会長設置規程(昭和37年一宮市規程第1号)第6条に定める連区を単位とし、第9条各号に掲げる団体を含めた複数の地域団体等により構成された広く当該連区を代表する団体とし、次の各号に掲げる事項を全て満たすものとする。 (1) 会則を定めていること (2) 事業計画書及び予算書(案でも可)を作成していること (3) 設立総会が開催済みであること (4) 協議会を構成する団体等の名簿を備えていること	要綱) (認定要件) 第10条 地域づくり協議会は、次の各号に掲げる事項を全てを満たすものとする。 (1) 当該地区の全町会、各種団体、個人等で構成され、当該地区の誰もが自主的に参画できること (2) 運営に必要な事項を規約に定めていること (3) 事業計画書及び収支予算書を作成していること (4) 地域づくり協議会を構成する団体等の名簿を備えていること	指針)※具体的な要件の記載なし。 協議会設立前後の一般的な流れが記載されている。 ・市が各地区連合自治会において説明会を実施 ・地区連合自治会が中心になって発起人会を組織 ・各種団体なども加わって設立準備会に移行 ・公募者や有識者も加わって協議会を設立 ・可能な限り多くの意見を反映して長期計画を策定(概ね1年かけて) ・策定した長期計画に基づき、毎年度の事業計画を立てて実施
区域内の団体数	・一の小学校区につき1団体	・具体的な記載なし	・新たに認定を受けようとする地域自治組織が、既に認定を受けている地域自治組織が組織する地域の範囲と重複するときは、認定を行わない	・1連区1団体	・1地区につき1団体	・具体的な記載なし
認定の方法	条例施行規則) ・まちづくり協議会認定申請書を市長に申請 ・市長は、まちづくり協議会認定可否決定通知書を通知するとともに、その旨を告示	条例) ・地域づくり組織設置届を、市長へ届出	条例) ・認定申込書を市長に提出 条例施行規則) ・市長は、地域自治組織認定可否決定通知書を通知	要綱) ・地域づくり協議会設置申請書を市長に提出 ・市長は、地域づくり協議会認定通知書により通知	要綱) ・地域づくり協議会設立届出書を市長に届出 ・地域づくり協議会認定通知書又は非認定通知書を通知	指針) ・具体的な認定手続きについて、記載なし
特徴	・ですます調で記載	・地域づくり組織の代表者が集まる「地域づくり代表者会議」を設置し、課題等を共有			・協議会設立前に準備会を設置する必要があり、準備会も市の認定を受ける必要あり ・附則に、設置済みの協議会について、認定を受けたものをみならず、という記載あり	・協議会範囲は、連合自治会区域を基本として、公民館区域、小・中学校区域など地域の実情に応じて決定 ・地域づくりリーダー連絡会議を設置